フェアトレードと農村開発 ―その可能性と課題―

池上 甲一(近畿大学農学部)

世界銀行は 2008 年に,1 日 1. 25 ドル以下という新基準による貧困人口の推定結果を発表した。それによると,2005 年の貧困人口は従来の推定よりもずっと多く,13 億人を大きく超えている(Chen & Ravallion, 2008)。この数字は旧基準(1 日 1 ドル以下)による 1984 年時点の水準とほぼ同じであり(池上,2009),貧困がたいへん根深い問題であることを示している。このまま推移すれば,2015 年までに貧困人口を 1990 年水準から半減するというミレニアム開発目標の達成はおろか,さらなる悪化さえ起こりうるだろう。

こうした事態に対して、とくに 1980 年代以降、力を増した新自由主義的経済学による国際経済の枠組みは有効な対応策を提示してこなかった。新基準による貧困人口の減少率は、1981 年以降年率 1%にとどまっているし、また 1 人あたり GNI で見た国別の格差も、国内における個人の貧富差もともに拡大基調にある。世界的には、個人の所得がいわゆる途上国の国家予算を大きく上回るという事態さえ、常態化している。今や、富の偏在と貧困の加速が構造化されているといってもよい。

いわゆる途上国では、貧困人口のかなりの部分が農村に居住している。都市スラムの拡大も、農業・農村問題との脈絡なしに語ることはできない。というのは、スラムの急速な拡大は貧しい農村から脱出し、少しでも現金収入を確保したいという行動の反映にほかならないからである。とすれば、貧困問題は農業・農村問題として捉えなければならない。農業発展、農村開発なしに、途上国における貧困問題の克服はその糸口を見いだすことができないだろう。それでは、どのような戦略と方法があり得るのだろうか。新自由主義的な経済・貿易政策では対処しきれないということは、これまでの歴史的経緯が示すところである。

そこで、ガット・WTO流の貿易体制とは異なる、もうひとつの貿易の仕組みを求める動きが生まれてきた。このところ日本でも注目を集めるようになった、いわゆるフェアトレードである。フェアトレードとは、主として先進国の消費者が、途上国における限界的生産者の社会経済的自立の支援を目的として、その生産物に対して生計の維持・再生産が可能となるような対価(公正な価格)を支払い、加えて能力開発や生活基盤の整備にむけた社会開発プレミアムを提供するという貿易パートナーシップである。だから、取引価格は市場メカニズムとは異なる論理で設定されることになる。すなわち、FTは部分的にせよ、市場経済に管理価格制度を持ち込み、一種の修正市場主義的な方法で貧困の削減を企図しているといえよう。このような目的を持つフェアトレードが十分に機能すれば、少しずつでも貧困の削減が期待できるけれども、そのためにはまだまだ多くの課題をクリアーしなければならない。

何よりも、通常の市場価格よりも高い価格で取引をするわけだから、消費者がそのことに納得できるだけの理由が必要である。それが取引における「公正さ」の訴求である。この公正さには対等で透明な取引だけではなく、環境の保全や持続的な資源利用、人権の尊重、強制的な児童労働やジェンダー配慮などが含まれている。欧米では、このようないわば社会的責任消費の考え方が定着しつつあり、そのことがフェアトレード市場の急伸を支えている。日本でも、欧米ほどではないにせよ、着実な拡大過程にあると推測される。長坂らの調査によると、2008年のフェアトレード市場規模は、前年比11%増の81億円に達した(長坂・増田、2009)。それでもまだまだフェアトレード市場は限定的で、フェアトレード生産者の中には生産能力と販売量のギャップに不満を持つ人たちも少なくない。

他方、生産者の側にも課題が存在する。フェアトレード市場の拡大は、かなりの程度、認証とラベリング・システムの導入に依拠している。とくに、FLO (フェアトレードラベル機構)による認証が始まったことで、スーパーなど量販店はFLOマークの使用料を支払いさえすれば、フェアトレードの「基

準」を満たす商品を取り扱うことができ、「公正さ」に目覚めた消費者の需要にこたえることができる。 しかし、限界的生産者にとってみれば、認証の基準を満たすことは簡単ではないし、審査のための機会 費用もかなり大きいために、フェアトレードの恩恵を享受できない場合がある。認証の前提として、生 産者は組合などの組織を作って、民主的に運営を行ったり、記帳などの業務をきちんとこなしたりする ことが求められる。つまり、フェアトレードの理念に適うような自己組織化の過程をたどらなければな らないのである。

しかし、大半の農民や農村住民はフェアトレードそのものの存在や効果についてもほとんど知らない し、またフェアトレードへのアクセス方法も限定されている。だからこそ、フェアトレードがもたらす 地域社会へのインパクト・スタディを積み重ね、その結果を途上国の限界的生産者にきちんと伝えてい く必要があるだろう。

本報告では、以上のようなフェアトレードの課題を念頭に置きながら、小農民に対するフェアトレードの事例としてタンザニア・キリマンジャロ州のコーヒー生産農民を取り上げ、次いで農園の雇用労働者を対象とする南アフリカのフェアトレード認証を取得した白人農園について検討する。キリマンジャロでは、フェアトレードの生産者組織として3つの協同組合組織が関与しており、組合リーダーとコーヒー生産者の思惑が錯綜している状況に焦点をあてる。南アフリカでは、フェアトレード認証の取得を進めた農場主の意図を明らかにする中で、それが農地改革と密接に連動していることを指摘する。これら2つの事例を通じて、フェアトレードが農村開発に及ぼしうる可能性とその可能性を実現するための課題を提起したい。

Chen & Ravallion, 2008. *The Developing World is Poorer Than We Thought* (Policy Research Working Paper 4703), The World Bank, Development Research Group

池上甲一, 2009. 世界銀行・IMF の開発戦略は途上国の農業政策に何をもたらしたのか, 『農業と経済』 第75巻第6号

長坂寿久・増田耕太郎,2009. 日本のフェアトレード市場の調査報告(その 1),『季刊 国際貿易と投資 Summer 2009』No.76